

# がん医療提供体制について

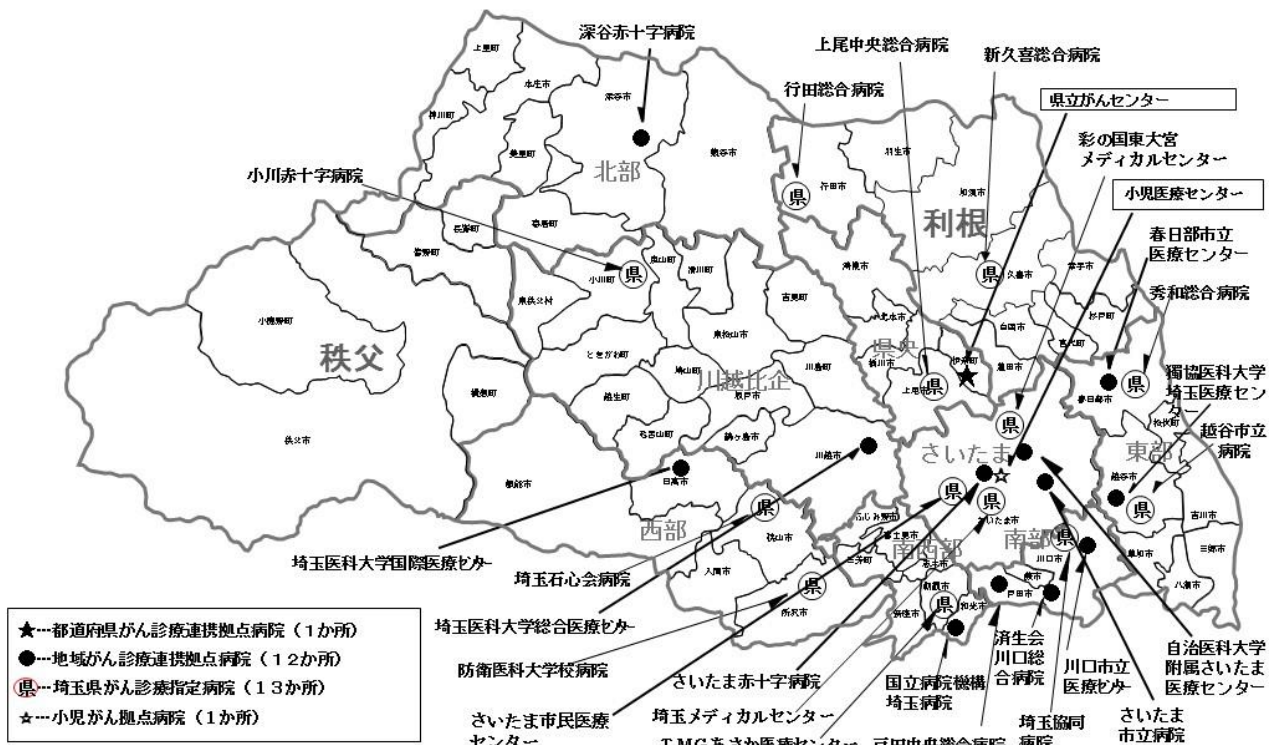
## 1 県内のがん医療提供体制について

| 2次保健医療圏 | がん診療連携拠点病院（13病院）          | 埼玉県がん診療指定病院（13病院）      |
|---------|---------------------------|------------------------|
| 県 央     | 県立がんセンター（伊奈町）             | 上尾中央総合病院（上尾市）          |
| さいたま    | さいたま赤十字病院（さいたま市）          | 埼玉メディカルセンター（さいたま市）     |
|         | さいたま市立病院（さいたま市）           | 彩の国東大宮メディカルセンター（さいたま市） |
|         | 自治医科大学附属さいたま医療センター（さいたま市） | さいたま市民医療センター（さいたま市）    |
| 南 部     | 川口市立医療センター（川口市）           | 埼玉協同病院（川口市）            |
|         | 済生会川口総合病院（川口市）            | —                      |
|         | 戸田中央総合病院（戸田市）             | —                      |
| 南 西 部   | 国立病院機構埼玉病院（和光市）           | TMGあさか医療センター（朝霞市）      |
| 川越比企    | 埼玉医科大学総合医療センター（川越市）       | 小川赤十字病院（小川町）           |
| 西 部     | 埼玉医科大学総合国際センター（日高市）       | 埼玉石心会病院（狭山市）           |
|         | —                         | 防衛医科大学校病院（所沢市）         |
| 北 部     | 深谷赤十字病院（深谷市）              | —                      |
| 東 部     | 春日部市立医療センター（春日部市）         | 秀和総合病院（春日部市）           |
|         | 獨協医科大学埼玉医療センター（越谷市）       | 越谷市立病院（越谷市）            |
| 利 根     | —                         | 行田総合病院（行田市）            |
|         | —                         | 新久喜総合病院（久喜市）           |
| 秩 父     | —                         | —                      |

※県立がんセンターは、都道府県がん診療連携拠点病院としての位置付け

がん診療連携拠点病院、埼玉県がん診療指定病院の指定状況

平成30年1月1日現在



## 2 がん診療連携拠点病院と埼玉県がん診療指定病院の指定について

### (1) 主な相違点

|      | がん診療連携拠点病院           | 埼玉県がん診療指定病院            |
|------|----------------------|------------------------|
| 指定根拠 | がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針 | 埼玉県がん診療指定病院指定要綱        |
| 指定者  | 国                    | 県                      |
| 指定期間 | 4年間                  | 4年間                    |
| 位置づけ | 高度ながん医療を提供           | 拠点病院を補完                |
| 配置   | がんの医療圏（二次医療圏）に1か所    | 原則としてがんの医療圏（二次医療圏）に1か所 |

### (2) がん診療連携拠点病院の指定更新について

- ・ 拠点病院の新たな整備指針は、平成30年7月31日に通知された。
- ・ 全ての拠点病院は、新たな整備指針に示される指定要件を満たした上で、平成30年11～12月に指定更新手続きを行うよう、国から求められている。
- ・ 今後、各病院からの指定更新申請書に対して県が書面審査等を行い、県の推薦書を添えて国に提出する。その後、国開催の指定に関する検討会での検討を経て、平成31年3月頃に指定更新の可否が通知される予定。

| 主な変更があった指定要件   | 改正の状況 |
|--|-------|
| <b>【指定類型】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診療機能に応じた指定の類型（高度型・特例型）を定めることが可能。</li> <li>・ 高度型は、がんの医療圏のうち診療機能等が高い拠点病院を1か所指定が可能。</li> <li>・ 特例型は、指定期間中に指定要件を欠くなどの事態が発生した医療機関を定める。</li> </ul> <b>【医療安全】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療安全管理部門を設置し、医療安全管理者として医療安全対策に係る研修を受講した常勤の医師、専任の薬剤師、専従の看護師を配置。</li> <li>・ 医療安全に関する窓口の設置。</li> </ul> | 新設    |
| <b>【診療実績】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緩和ケアチームの新規介入患者数 年間50人以上</li> </ul> <b>【医師等医療従事者】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤務形態は、「原則として常勤」から「常勤」に変更となったものが多い（経過措置つき）。</li> </ul>   | 厳格化   |
| <b>【緩和ケア研修会の実施体制】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自施設に所属する臨床研修医及び1年以上自施設に所属するがん診療に携わる医師・歯科医師が当該研修を修了する体制を整備。</li> </ul>   | 変更    |